

◆議会基本条例について

＜平成23年7月 指定都市市会事務協議会調査分科会資料による＞

○議会基本条例の規定における主な特徴（制定市5市）

市名	内容
川崎市	議員間討議・市長等の趣旨確認の発言・一問一答方式
さいたま市	議員間討議・市長等の趣旨確認の発言・一問一答方式
名古屋市	議員間討議・市長等の趣旨確認の発言・一問一答方式・議会報告会 請願及び陳情審査における口頭陳情の実施・市民議会演説制度 議員ごとの賛否公開
広島市	市長等の趣旨確認の発言
新潟市	議員間討議・市長等の趣旨確認の発言・一問一答方式・議会報告会

○条例制定の効果・変更点

市名	内容
川崎市	議会事務局機能の強化のため議会局へ組織変更し、制度・法制部門 及び広報・報道部門の組織強化を行った。
さいたま市	議会の自主性及び独立性を確保するため、執行機関の附属機関の委 員の職から議員が退くこととした。議員と執行部との緊張感ある議 論の場が増えた。議員の政策条例提案が増えた。
名古屋市	委員会中継の実施。正副議長記者会見の実施。事務局職員定数の増。
広島市	常任委員会及び特別委員会の原則公開。
新潟市	—

○条例制定後の課題・問題点

市名	内容
川崎市	—
さいたま市	議員間討議のあり方など条例理念の具現化に向けた協議が必要。
名古屋市	議会報告会並びに市会だよりの例月発行及び区役所等における議 会広報番組の放送等の予算化。通年議会等会期の検討。
広島市	設置した議会改革推進会議における条例の運用も含めた議会改革 全般の検討。
新潟市	議会報告会及び議員間討議の実施方法の検討。設置した議会改革推 進会議における具体的な議会改革の取組みの検討。

○他の政令市における議会基本条例の検討状況

市名	検討状況	内容
札幌市	検討中	各会派幹事長で構成される議会改革・機能強化検討委員会で制定の合意済。制定時期未定。
仙台市	検討予定なし	—
千葉市	検討予定なし	議会改革を推進するため議会のあり方検討協議会を設置した。今後議題となれば検討される可能性はある。
横浜市	検討中	市会基本条例の制定に関する調査特別委員会を設置した。（2年任期で報告書を提出予定）
相模原市	検討予定なし	自治基本条例の検討組織を設置予定であり、検討を進める中で議会基本条例の議論も想定。
静岡市	検討中	議会改革特別委員会を設置した。
浜松市	検討予定なし	—
京都市	検討中	市会改革推進委員会（自治法100条12項に規定する協議又は調整の場）を設置し、検討を行っていくことを確認。
大阪市	検討中	議会改革推進会議を設置し、検討項目の1つとして会派間で合意。
神戸市	検討中	市会活性化に向けた改革検討会を設置し、今後概ね1年をかけて検討予定。
岡山市	検討予定なし	議会活性化を議論するため議長の諮問機関である議会改革等推進会議を設置した。
北九州市	検討中	議長の諮問機関である議会基本条例検討会を設置し、6月に素案を取りまとめ、現在パブコメと並行して市民説明会を実施した。9月定例会に上程予定。
福岡市	検討予定なし	前期において議会活性化推進会議で検討したが結論づけはしなかった。

※現在検討中が7市、検討予定なしが6市（うち検討が全く予定されていない市は仙台と浜松の2市のみ）

○市長等の趣旨確認の発言と反問権との相違点

	政令市5市	栗山町議会
規定内容	市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため <u>発言をすることができる。</u>	町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を経て <u>反問することができる。</u>
運用事例	市民等に分かりやすい議会運営を行うため、議員との議論がかみ合うよう、論点を整理するために質問の趣旨等を確認するなど限定された目的に行われている。	議会において町政上の争点、論点を十分に形成するために規定された。平成18年5月の条例制定後今年の5月までに計5回定例会で町長と教育長が行ったが、実際には論点を整理するために行われたものである。

政令市における議会基本条例の規定状況

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>(前文)</p> <p>日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してよりの確に対応することが必要となっており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。</p> <p>こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。</p> <p>また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。</p> <p>市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。</p>	<p>(前文)</p> <p>さいたま市議会は、指定都市の議会として、市民の多様かつ広範な意見を把握し、市の意思や政策に適切に反映させていく使命を担っている。</p> <p>議会は、二元代表制の下、市長その他の執行機関に対して抑制と均衡の関係にあり、その自主と自立の実現が不可欠である。真の分権社会を実現し、市民を取り巻く多くの課題を解決するためには、それらに的確に対応できる自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた「地方政府」の確立が必要である。</p> <p>よって、さいたま市議会は、市の意思を決定する機関として、日本国憲法で保障する主権在民の原理と、直接選挙により選ばれた民主的正当性に基づき、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能などを強化し、揺るぎない地方政府を確立することを通じ、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、さいたま市議会（以下「議会」という。）及びさいたま市議会議員（以下「議員」という。）の責務、活動の原則、組織、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係等について明らかにするとともに、自主的かつ自律的な議会運営を実現するための基本的な事項を定め、議会の使命を果たすことにより、市民福祉の向上と市の発展に寄与する</p>	<p>(前文)</p> <p>私たち名古屋市会は、選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。</p> <p>憲法は、地方自治体の制度として、それぞれ直接選挙で選ばれた議員からなる議会と市長とによる二元代表制をとっており、議会と市長とは、相互に独立対等な立場で、緊張関係を保ちながら、市政を運営していく仕組みとなっている。すなわち、議会は、市の方針等を決定し、市の仕事が適切に行われているかをチェックし、一方、市長は、行政の執行責任者として、市の施策を実施し、両者がそれぞれ適切に役割を果たすことで、よりよい市政を実現していくことが期待されている。</p> <p>近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現する地方主権への転換が進められていく中、名古屋市政をより市民の視点に立ったものとしていくためには、市民に身近な存在であり、多様な意見を反映することができる議会のさらなる充実・強化が求められている。そこで、私たち名古屋市会は、活動理念を明らかにし、本市の住民自治と民主主義を発展させ、市民生活の向上を図るため、自ら抜本的な議会改革に取り組み、市民の声を聴き、市民の視点から政策立案、政策提言できる議会を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p>	<p>(前文)</p> <p>昭和20年8月6日、人類史上最初の原子爆弾によって壊滅的な打撃を受けた本市は、廃墟の中から、堪え難い悲しみと苦しみを乗り越えて復興に立ち上がった。昭和24年には、日本国憲法第95条の規定に基づく特別法として、全国で初めて行われた住民投票により市民の圧倒的多数の賛成をもって広島平和記念都市建設法が制定され、市民の英知とたゆまぬ努力、国内外からの温かい援助などにより、本市はめざましい復興・発展を遂げていった。</p> <p>本市議会は、そうした歴史の上に立ち、今日をつくり上げてきた先人の意思を継承し、恒久平和の象徴としての平和記念都市広島建設に努めるとともに、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を全世界に強く訴え続けてきた。また、本市議会は、社会や市民の要請に的確に対応した都市づくりを進めるため、議会の有する権限を適切に行使しながら、市民の代表として、その意思を的確に市政に反映させ、もって市民の負託にこたえることを目的として活動を行ってきたところである。</p> <p>平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行後、地方分権改革が進められ、地方公共団体の役割や責任が拡大する中において、二元代表制の下で、地方議会が果たすべき役割や責務は増大している。</p> <p>そうした中で、本市議会が、今まで以上にその役割と責務を果たしていくために</p>	<p>(前文)</p> <p>日本国憲法に基づく地方自治制度の二元代表制の下、議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員により構成される議事機関であり、意思決定機関としての役割を担っています。</p> <p>自治体の自主的な決定と責任が拡大した今日、議会が地域における住民自治の発展と市民福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます大きくなっています。地方自治を推し進めるためには、主権者である市民と自治体が信頼関係を築き、協働の精神をはぐくむことが不可欠であり、市民の議会への参画の保障等、議会に対する市民の権利を明確にする必要があります。</p> <p>議会は、その持てる立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能等の権限を十分に駆使し、自由かつ達な議論と討論を通して、市長等が行う計画等の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を広く市民に明らかにするとともに、最良の決定を導き出さなければなりません。</p> <p>新潟市は、多様な暮らしや個性的な歴史ある文化を持つ近隣市町村が合併し、都市と農村が共存する政令指定都市となりました。大都市としての課題を抱えると同時に、各区及び各地域にはそれぞれの諸課題があります。議会は、これらの課題について市民の意見を聴取し、広い識見に基づいて市政に反映させていく責務があります。</p> <p>よって議会は、このような役割と責務を自覚し、市民の負託にこたえていくため、</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。 (条例の尊重等)</p> <p>第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。</p> <p>2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。</p> <p>第2章 議会及び議員 (議会の役割及び活動原則)</p> <p>第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。</p> <p>(2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>(4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。</p> <p>2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p>	<p>ことを目的とする。</p> <p>第2章 議会及び議員の責務 (議会の責務)</p> <p>第2条 議会は、市民の意見の把握と調整を図り、様々な解決の方策の中から市民福祉の向上と市の発展のための適切な選択をし、及び議論の過程を積極的に公開することに努めなければならない。 (議員の責務)</p> <p>第3条 議員は、市民の代表者としての品位を保持し、能力の向上に努めるとともに、市民の意見を的確に把握し、広い視野から情報収集を行い、市民全体の利益を勘案して職務を行わなければならない。</p> <p>第3章 議会の活動 (議会の活動)</p> <p>第4条 議会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。</p> <p>(1) 条例の制定を通じて自治立法権を有効に発揮するとともに、意見書の提出、決議等により積極的に政策の形成、政策の提言等を行うこと。</p> <p>(2) 市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、活発な質疑及び質問並びに調査研究を通じて市長等の事務(第22条第2項に規定する市長等の事務をいう。第11条、第18条及び第24条において同じ。)を監視し、政策の効果を適切に評価すること。</p> <p>(3) 議決機関として活発な議論を通じ、市民の意見の調整を行い、政策の決定を図ること。</p>	<p>第1条 この条例(以下「議会基本条例」という。)は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、市長及び議員がともに市民により選出される二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げることを目的とする。 (議会の役割及び活動原則)</p> <p>第2条 議会は、二元代表制の下、次に掲げる役割を担う。</p> <p>(1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行う。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行う。</p> <p>(3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行う。</p> <p>(4) 意見書、決議等により、国等への意見表明等を行う。</p> <p>2 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を議会審議に反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。</p> <p>(2) 積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たす。</p> <p>(3) 充実した審議及び政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定を行う</p>	<p>は、これまでの活動を更に推し進めるとともに、議会の機能強化や改革に取り組み、より一層、市民に信頼される議会を構築することが求められている。 このような認識の下、本市議会は、議会の基本理念及び基本方針を定め、議会及び議員の活動原則等を明らかにし、市民の負託に全力でこたえることを決意し、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市議会(以下「議会」という。)の基本理念及び基本方針を定め、議会及び市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確にこたえ、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。 (基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。 (基本方針)</p> <p>第3条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。</p> <p>(1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。</p>	<p>市民に信頼され市民に開かれた議会を実現し、本市における民主主義と地方自治を進展させ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定します。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、議会に関する基本となる事項を定め、議会の役割と責務を果たし、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とします。 (条例の遵守等)</p> <p>第2条 議会及び議員は、この条例を遵守して議会を運営しなければなりません。</p> <p>2 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。</p> <p>第2章 議会及び議員 (議会の役割及び活動原則)</p> <p>第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担います。</p> <p>(1) 議案、陳情等(以下「議案等」といいます。)の審議及び審査をし、議決を行うこと。</p> <p>(2) 自治立法権を発揮するとともに、政策提案を行うこと。</p> <p>(3) 市長その他の執行機関及び公営企業管理者並びにその職員(以下「市長等」といいます。)の事務の執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること。</p> <p>(4) 市民の多様な意見を的確に把握し、</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>(1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>(2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(3) 議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。 (議員の役割及び活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議会の会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において議案等の審議、審査等を行うこと。</p> <p>(2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。</p> <p>(3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。</p> <p>2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。</p> <p>(2) 市政全体を見据えた広い視点及び長期展望を持って、的確な判断を行うこと。</p> <p>(3) 自らの資質の向上を図るため、不断の</p>	<p>(4) 内外の社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、調査機能の向上に努め、市民の視点に立った政策を形成すること。</p> <p>(5) <u>第7条第1項の本会議、第8条第1項の委員会その他この条例の規定により置く会議において、議員相互間の議論を行うこと。</u></p> <p>(6) 議会への理解と信頼の向上のため、議会運営の透明性を確保するとともに、議会の諸活動を市民に説明すること。</p> <p>(7) 議会の組織の編成に当たっては、その時々々の市政に関する課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能となるようにすること。 (議長及び副議長)</p> <p>第5条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。</p> <p>2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。</p> <p>3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。 (招集の請求及び会期)</p> <p>第6条 議長は、付議すべき事件があるときは、議会運営委員会の議決を経て、臨時会の招集を市長に請求することができる。</p> <p>2 議員は、その定数の4分の1以上の者により、臨時会の招集を市長に請求することができる。</p> <p>3 定例会及び臨時会の会期は、議会が決定する。 (本会議)</p>	<p>ため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。 (議員の活動原則)</p> <p>第3条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) 議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議と討論を尽くし、本市の意思決定を行う。</p> <p>(2) 議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する。</p> <p>(3) 議員は、市民の代表であることを自覚し、研さん、研修等を通じ、常に自らの資質向上に努めるとともに、広い視点と長期的展望を持って公正かつ的確な判断を行う。</p> <p>(4) 議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する。</p> <p>(5) <u>議員は、議員相互間において、市民の多様な意見を反映した闊達な討議を尽くす。</u></p> <p>第2章 市民と議会 (市民参加の促進、市民の多様な意見の反映)</p> <p>第4条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。</p> <p>2 <u>議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会活動に参加する機会</u></p>	<p>(2) 市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(3) 人類史上最初の被爆都市として、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、全力で取り組むこと。</p> <p>第2章 議会及び議員の活動原則等 (議会の活動原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 活動の公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>(2) 活動について市民に説明する責務を果たすこと。</p> <p>(3) 市民の負託に的確にこたえる議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。 (議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 市政に関する市民の意思の把握に努めること。</p> <p>(2) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。</p> <p>(3) 議会の活動について市民に説明する責務を果たすよう努めること。</p> <p>(4) 自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。 (議員の政治倫理)</p>	<p>政策形成に反映させること。</p> <p>(5) 意見書、決議等により、国等への意見表明を行うこと。</p> <p>2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 議会審議に市民の多様な意見を反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議及び討論を行うこと。</p> <p>(2) 市民の信頼性を高めるよう不断の努力を行い、議会運営の公正性及び透明性を確保すること。</p> <p>(3) 市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うこと。</p> <p>(4) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、様々な機会を活用して市民への説明責任を果たすこと。 (議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者及び議事機関の構成員として、次に掲げる原則に基づき活動します。</p> <p>(1) 市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。</p> <p>(2) 自らの議会活動を市民にわかりやすく説明すること。</p> <p>(3) 各区の実情の把握に努めるとともに、市政全体を見据えた広い視点及び長期展望を持つの的確な判断を行うこと。</p> <p>(4) 高い倫理性を確立し、常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。</p> <p>(5) 自らの資質の向上を図るため、不断</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>研さんに努めること。 (会派)</p> <p>第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。</p> <p>第3章 議会と市長等との関係 (市長等との関係の基本原則)</p> <p>第6条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。 (議会への説明等)</p> <p>第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画(市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいう。以下同じ。)等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。</p> <p>2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。</p>	<p>第7条 議会の意思は、議場に参集したすべての議員による定例会又は臨時会の会議(以下「本会議」という。)でこれを決定する。</p> <p>2 議会の議決を要する事件は、本会議の議決を経てその効力を生ずる。 (委員会)</p> <p>第8条 議会に、常任委員会及び議会運営委員会を置き、必要に応じて特別委員会(以下これらを「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 常任委員会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。</p> <p>(1) 市政に関する課題及び市の事務に関する調査並びに付託された事件の審査を自主的かつ自立的に行うこと。</p> <p>(2) 常任委員会の有する専門性の見地から調査及び審査を行うこと。</p> <p>3 議会運営委員会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。</p> <p>(1) 所管する事項の調査又は議案等の審査に当たっては、適正かつ効率的な議会運営の実現に資するよう努めること。</p> <p>(2) 議長の諮問に関する調査又は審査に当たっては、前号の趣旨を踏まえてこれを行い、意見を述べること。</p> <p>4 特別委員会は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。</p> <p>(1) 特別委員会の設置の議決に当たっては、その目的、付議された事件の内容、委員の数、設置する期間を明らかにすること。</p> <p>(2) 特定の事件について審査する機関としての見地から、効率的な審査を行うこと。</p>	<p><u>の確保に努める。</u></p> <p>3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するように努める。</p> <p>4 <u>議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。</u> (広報の充実)</p> <p>第5条 議会は、市会だより、ウェブサイト、インターネット中継等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。</p> <p>2 市会だより、ウェブサイト等は、議会活動を市民にわかりやすく説明するため、議員で構成する編集委員会により編集する。</p> <p>3 議会の広報の内容及びあり方については、常に検証し、充実する。 (情報の公開)</p> <p>第6条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知する。</p> <p>2 議会は、会議を休憩するとき又は変更のあるときは、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知するように努める。</p> <p>3 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。</p> <p>4 <u>議会は、重要な議案についての議員ごとの賛否を公開する。</u></p> <p>5 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。</p>	<p>第6条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めるものとする。 (会派)</p> <p>第7条 議員は、活動するため、議会における会派(以下「会派」という。)を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策の立案、提言等に関し、会派間で調整を行い、議会における合意形成に努めるものとする。</p> <p>3 会派は、市政に関する市民の意思の把握、市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究並びにその所属する議員の活動に必要な研修等を行うものとする。</p> <p>第3章 市民との関係 (市民参加の機会の充実)</p> <p>第8条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。 (広報広聴機能の充実)</p> <p>第9条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。 (委員会の公開)</p> <p>第10条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、常任委員会及び特別委員会を原則として公開する。 (議会の活動に関する情報の公開)</p> <p>第11条 議会は、広島市情報公開条例</p>	<p>の研さんに努めること。 (議長及び副議長)</p> <p>第5条 議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。</p> <p>2 議長は、議会の秩序の保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務をつかさどります。</p> <p>3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。 (推進組織の設置)</p> <p>第6条 議会は、この条例の趣旨を実現し、不断の改革に取り組むため、議員で構成する推進組織を設置します。</p> <p>2 推進組織は、その目的を達成するため、市民及び学識経験者等の意見を積極的に聞くものとしします。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、推進組織については、別に定めます。 (会派)</p> <p>第7条 議員は、基本的な理念を共有する議員をもって会派を結成することができます。</p> <p>2 会派は、必要に応じて会派間の調整に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ります。</p> <p>3 会派は、議員の意思を尊重しその活動を支援するとともに、政策提案のために調査研究を行います。</p> <p>4 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めます。</p> <p>第3章 市民と議会</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>(議決事件)</p> <p>第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画の策定又は変更</p> <p>(2)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更</p> <p>(3)姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの</p> <p>第4章 議会運営 (会議等の運営)</p> <p>第9条 <u>議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。</u></p> <p>(委員会の活動)</p> <p>第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。</p> <p>(会議における質疑応答等)</p> <p>第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁す</p>	<p>5 委員会は、市民の意見を把握するため、公聴会及び参考人の制度を活用するものとする。</p> <p>6 委員会に、その効率的な運営を確保するため、各会派(第16条に規定する会派をいう。第11条及び第29条において同じ。)を代表する者等で構成する会議を置くことができる。</p> <p>7 委員会は、調査を行った事務等若しくは審査を行った事件について必要があると認めるとき、又は議会から求められたときは、本会議においてその報告を行う。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第9条 委員長は、調査又は審査を行う委員会の特性を発揮させるよう努めなければならない。</p> <p>2 委員長は、委員会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、委員会の事務をつかさどる。</p> <p>3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合に準用する。</p> <p>(その他の会議)</p> <p>第10条 議会に、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための会議を置くことができる。</p> <p>(質疑及び質問等)</p> <p>第11条 会派に所属する議員は、当該会派を代表して、本会議において議長の許可を得て、提出された議案に関する質疑(以下「質疑」という。)又は市長等の事務に関する質問(以下「質問」という。)をすることができる。</p> <p>2 前項のほか、すべての議員は、本会議において議長の許可を得て、質疑又は質問</p>	<p>第3章 議会と市長 (市長等との関係)</p> <p>第7条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、本市の意思決定を行う。また、市長等の事務の執行について監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言に取り組む。</p> <p>2 議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として、別に定める。</p> <p>(予算等に対する議会の役割)</p> <p>第8条 議会は、予算編成過程又は市政に係る重要な政策等の提案過程において、可能な限り、議会が必要とする資料提供等を求めることができる。</p> <p>2 議会は市長が、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように求めることができる。</p> <p>3 議会は、予算又は市政に係る重要な政策等の提案を受けたときは、必要に応じ、市民の意見を聴取する会を開催するなどにより、市民の意見を審議に反映させる。</p> <p>4 市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。</p>	<p>(平成13年広島市条例第6号)により、その活動に関する情報を迅速に公開するものとする。</p> <p>第4章 市長等との関係 (市長等との関係)</p> <p>第12条 議会は、二代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市勢の発展に取り組むものとする。</p> <p>(確認の機会の付与)</p> <p>第13条 <u>議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下これらを「委員会」という。)の委員長は、会議及び委員会における審議又は調査等の充実を図るため、会議及び委員会の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等又はその職員に対し、議員及び委員の発言の趣旨について確認の機会を付与することができる。</u></p> <p>第5章 議会の機能強化等 (議会の機能強化)</p> <p>第14条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p> <p>(調査機関の設置)</p> <p>第15条 議会は、議会における審議の充実、議会による政策形成機能の強化及び政策の効果の評価のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定により、学識経験を有する者等で</p>	<p>(市民参画の推進)</p> <p>第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めます。</p> <p>2 議会は、市民の意見及び知見を審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の活用を努めます。</p> <p>3 議会は、請願及び陳情を市民による幅広い提案や意見と位置付け、提案者の申出により、意見を聴く機会を設けます。</p> <p>4 議会は、市民、市民団体、民間非営利団体等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。</p> <p>5 <u>議会は、議会活動に関する情報を市民と共有し、市民参画を推進するため、議会報告会を開催します。</u></p> <p>(広報及び広聴の充実)</p> <p>第9条 議会は、多様な広報及び広聴の手段を活用することにより、議会活動に関する情報を積極的に公開し、及び発信します。</p> <p>2 議会は、議会の広報及び広聴について不断に検証し、充実を図るものとします。</p> <p>(会議等の公開)</p> <p>第10条 議会は、市民に対する説明責任を果たし、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で会議等を公開します。</p> <p>2 議会は、公開した会議等で使用した資料及び会議録を積極的かつ速やかに公開します。</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>るものとする。</p> <p>2 <u>市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。</u></p> <p>3 <u>会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。</u></p> <p>4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。</p> <p>第5章 市民と議会 (市民との関係)</p> <p>第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。 (広報の充実)</p> <p>第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。 (会議等の公開)</p> <p>第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境</p>	<p>をすることができる。</p> <p>3 前2項の質疑又は質問は、議長にその要旨をあらかじめ文書で通告しなければならない。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときその他特別の事情があるときは、議員は、議長の許可を得て質疑をし、又は議会の同意を得て質問をすることができる。</p> <p>5 委員会の委員は、委員会において委員長の許可を得て、質疑をし、質問をし、又は自己の意見を述べることができる。この場合において、委員が質問をしようとするときは、委員長にその要旨をあらかじめ文書で通告しなければならない。</p> <p>6 <u>質疑又は質問は、一問一答の方法等により行うことができる。</u></p> <p>7 <u>本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長の許可を得て、当該質疑又は質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための発言をすることができる。</u> (意見書及び決議)</p> <p>第12条 議会は、市民福祉の向上と市の発展に資するため、国会又は関係行政庁等に意見書を提出し、その意見を表明する。</p> <p>2 議会又は委員会は、市民福祉の向上と市の発展に資するため、重要かつ喫緊の事項について決議し、その意思を表明する。 (議員の派遣)</p> <p>第13条 議会は、議案の審査又は市政に関する課題若しくは市が推進すべき事務の調査研究に必要なであると認めるときは、議員を派遣することができる。</p>	<p>5 議員が予算を伴う条例案を提案するときは、必要に応じて、市長と協議する。</p> <p>第4章 議会の運営 (会議の運営原則)</p> <p>第9条 <u>議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する。</u></p> <p>2 議会の会議等は、公開を原則とする。</p> <p>3 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。 (会期等)</p> <p>第10条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう、必要な審議日数を確保する。</p> <p>2 議会は、前項の目的を達成し、また市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができる会期を定める。 (委員会活動)</p> <p>第11条 <u>委員会は、資料等を積極的に公開し、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、委員間の討議も行い、その経過や結果を本会議において的確に委員長が報告し、その機能を十分に発揮する。</u></p> <p>2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う。</p> <p>3 委員会は、議案等の審査及びその所管</p>	<p>構成する調査機関を設置することができる。 (議会改革)</p> <p>第16条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による取組を行うため、地方自治法第100条第12項の規定により、議員で構成する検討組織を設置することができる。 (議会事務局の機能強化等)</p> <p>第17条 議会は、自らの政策立案能力を向上させ、その活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第6章 雑則 (他の条例等との関係)</p> <p>第18条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。 (検討)</p> <p>第19条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>第4章 議会と市長等との関係 (市長との関係)</p> <p>第11条 議会は、市長と同じく市民から選挙された議員による議事機関であり、市長とは独立対等の立場で、緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとします。 (議会への説明等)</p> <p>第12条 市長等は、計画、政策、施策又は事業(以下「計画等」といいます。)を作成し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にすること及び水準を高めることに資するため、議会に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう努めるものとします。</p> <p>(1) 計画等の作成又は変更の理由及び経緯</p> <p>(2) 他の自治体の類似する計画等との比較検討</p> <p>(3) 市民参画の実施の有無及びその内容</p> <p>(4) 総合計画との整合性</p> <p>(5) 財源措置及び将来にわたるコスト計算</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとします。</p> <p>3 市長等は、予算の調製又は計画等の作成若しくは変更に当たっては、関連する決議に含まれる議会の意見表明及び政策提言の趣旨を尊重するものとします。</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>の整備に努めるものとする。</p> <p>第6章 議会の体制整備 (議会の機能の強化)</p> <p>第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。</p> <p>2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。 (調査機関の設置)</p> <p>第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。 (議会局)</p> <p>第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。 (議会図書室)</p> <p>第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。</p> <p>第7章 他の条例との関係等 (他の条例との関係)</p> <p>第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>(学識経験者等の活用)</p> <p>第14条 議会は、議会における審議の充実、議会による政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の知見を活用することができる。</p> <p>第4章 議員の活動及び会派 (議員の活動)</p> <p>第15条 議員は、次に掲げる原則に従い活動するものとする。</p> <p>(1) 市民の意見と市政に関する課題を的確に把握し、政策の決定及び形成に適切に反映させること。</p> <p>(2) 市民を代表する機関を構成する者として、市民福祉の向上と市の発展に資する調査研究を積極的に進めること。</p> <p>(3) 市の政策の効果を適切に評価し、その公表に努めること。</p> <p>(4) 議会における政策の決定の過程等について、市民に説明すること。</p> <p>(会派)</p> <p>第16条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、その理念を共有する議員の集団として会派を結成することができる。</p> <p>2 各会派は、政策の決定及び形成その他の議会活動に関し相互に協議を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。</p> <p>3 議会に、前項の協議を行うために、各会派を代表する者で構成する会議を置く。</p> <p>4 議会は、議会にいずれの会派にも属さない議員があるときは、前項の会議及び第8条第6項の規定により置く会議につき、当該議員に対し、適切な配慮を行うものとする。</p>	<p>に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求する。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。</p> <p>4 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目標、期間を定めて、課題の審議、調査を行う。なお、設置目的が達成された場合は、機動的に改組又は廃止する。 (質疑応答の基本原則)</p> <p>第12条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について、会議等において市民にとって論点及び争点を明らかにするよう質疑し、又は質問する。この場合において、市長等は、誠実に答弁しなければならない。</p> <p>2 <u>会議等における議員と市長等の質疑応答については、議会は、必要に応じ一括質問一括答弁方式又は一問一答方式を選択する。</u></p> <p>3 <u>市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。</u> (会派の位置付け)</p> <p>第13条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行う。 (政策立案機能及び調査機能の強化)</p> <p>第14条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提</p>		<p>4 市長等は、議会又は議員から市政の調査に必要な資料提出の請求があった場合及び市政について説明を求められた場合は、これに誠実に対応するよう努めるものとし、 (議決事件)</p> <p>第13条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定めます。</p> <p>第5章 議会運営 (議会運営)</p> <p>第14条 議会は、議員及び会派相互間の活発な討議を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。</p> <p>2 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければならない。 (臨時会の招集)</p> <p>第15条 議長は、市民の負託にこたえるため、会議に付議すべき事件がある場合は、議会運営委員会の議決を経て、市長に臨時会の招集を請求することができます。</p> <p>2 議員定数の4分の1以上の者は、会議に付議すべき事件がある場合は、市長に臨時会の招集を請求することができます。 (議員間討議)</p> <p>第16条 <u>議員は、議会の権能を発揮するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的に議員相互間の討議に努めます。</u></p> <p>2 <u>議員は、議員間における討議を通じて</u></p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
<p>2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。</p> <p>附 則 この条例は、平成21年7月1日から施行する。</p>	<p>する。</p> <p>第5章 市民の議会 (市民の参画)</p> <p>第17条 議会は、市民の代表者で構成する機関であることを踏まえ、自ら行う政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない。</p> <p>(広聴)</p> <p>第18条 議会は、市政に関する課題に対する市民の意見を把握し、これを政策の適否の判断に当たっての基礎とするため、広聴の充実に努めなければならない。</p> <p>2 前項の目的を達成するため、議案の審議及び市長等の事務の調査等に当たっては、公聴会又は参考人の制度等を積極的に活用するものとする。</p> <p>(傍聴等)</p> <p>第19条 本会議及び委員会は、市民が主体的に市政に参画することができるよう、傍聴、インターネットの利用その他の方法で公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(広報)</p> <p>第20条 議会は、市民が議会における決定の過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。</p> <p>(会議録等)</p> <p>第21条 議長は、本会議の議事等の会議録を作成し、及び保管する。</p> <p>2 委員会の議事等の記録は、委員長が作</p>	<p>言に関する議会の機能を強化する。</p> <p>2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する。</p> <p>3 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。</p> <p>4 議員は、議員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うとともに、必要に応じ、検討会等を設けることができる。</p> <p>5 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実に努めるため、議会活動を補佐する市会事務局を機能強化する。</p> <p>6 議会は、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、議会から求めがある場合には、人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を市長に求めることができる。</p> <p>(図書室の充実)</p> <p>第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する市会図書室を適正に管理し、市民が利用しやすい運営をするとともに、その機能を強化する。</p> <p>2 議会は、市会図書室において、議会に関する情報を整理し、市民に対し情報を発信する。</p> <p>第5章 議員定数・議員報酬等 (議員定数及び議員報酬に関する基本的な考え方)</p> <p>第16条 議員定数及び議員報酬に関し</p>		<p><u>合意形成を図り、政策提案を積極的に行います。</u></p> <p>(委員会の活動)</p> <p>第17条 委員会は、市政に関する課題及び市の事務に関する調査を行い、付託された事件については、最良の意思決定を導くために慎重かつ活発な審査を行います。</p> <p>2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、法第109条第7項に規定する権能に基づき政策提案を行います。</p> <p>3 特別委員会は、付議事件について、適切かつ迅速に対応するため、目的及び期間を定めて、課題の審査及び調査を行います。ただし、特別委員会の設置目的が達成された場合は、その設置期間にかかわらず、速やかにこれを改組し、又は廃止します。</p> <p>4 委員会は、議案等の審査及び所管に属する事項の調査に当たり、市長等に資料の提出を求めることができます。この場合において、市長等は、誠実に対応するものとします。</p> <p>(会議等における質疑応答等)</p> <p>第18条 議員は、市長等の提出した計画等及び市政の課題について、会議等において論点及び争点が市民にとって明らかになるよう質疑し、又は質問します。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとします。</p> <p>2 <u>本会議における質問については、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式</u></p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
	<p>成し、議長が保管する。</p> <p>3 第1項の会議録及び前項の記録は、写しの閲覧、インターネットの利用その他の方法により公開しなければならない。ただし、個人の権利利益の侵害その他相当の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第6章 市長等との関係 (市長等との関係)</p> <p>第22条 議会は、市長等の事務の適正な執行を確保するため、厳正な監視及び調査を行う。</p> <p>2 前項の市長等の事務は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務(国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の検査の対象とすることが適当でないものとして地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の3第2項に規定する事務を除く。)のほか、市の予算の適正な執行を確保するため、市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資しているもの、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの出納その他の事務で当該財政的援助等に係るものを含めるものとする。</p>	<p>ては、別に条例で定める。これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。この場合、民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる。</p> <p>2 議員定数については、地方自治法の趣旨を踏まえ、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、各層の多様な民意を市政に反映させるために必要な人数を確保し、人口比例等を考慮し、別に条例で定める。</p> <p>3 議員報酬については、地方自治法の趣旨を踏まえ、本市の財政規模、事務の範囲、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。</p> <p>(政務調査費に関する基本的な考え方)</p> <p>第17条 政務調査費については、用途の透明性を確保するために、領収書等の証拠書類を公開するとともに、政務調査費による活動成果を市民へ報告するよう努める。</p> <p>2 政務調査費に関しては、別に条例で定める。この条例を制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。</p> <p>附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		<p><u>を選択することができます。</u></p> <p>3 <u>市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。</u></p> <p>第6章 議会の体制整備 (議会の機能の強化)</p> <p>第19条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに議会が行う政策提案に関する機能を強化します。 (学識経験者等の活用)</p> <p>第20条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験者等を積極的に活用するものとします。</p> <p>2 議会は、前項の専門的事項に係る調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができます。 (議会事務局)</p> <p>第21条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会事務局の機能強化に努めます。 (議会図書室)</p> <p>第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めます。</p> <p>第7章 補則 (別に条例で定める事項)</p> <p>第23条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務調査費、議員報酬及び費用弁償</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
	<p>(市長等の出席)</p> <p>第23条 議長は、本会議の審議に必要な説明又は答弁のため、市長等の出席を求めることができる。</p> <p>2 委員会は、委員会の調査又は審査に必要な説明又は答弁のため、議長を通じて市長等の出席を求めることができる。</p> <p>(資料の提出その他の協力)</p> <p>第24条 議会は、市の政策及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長その他の関係する者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 議会は、自ら行う政策の決定及び形成に資するため、市長等に対し、資料の提出、意見の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(議決事件の拡大)</p> <p>第25条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。</p> <p>(区行政との関係)</p> <p>第26条 議会は、区で執行される事務その他区の行政について具体的かつ個別的に検討する場を設けることができる。</p> <p>第7章 定数、議員報酬等及び政務調査費 (議員の定数)</p> <p>第27条 議員の定数は、法令及びこの条例で定める活動の推進と、議会の備えるべき監視機能、調査機能及び政策形成機能の確保の観点を踏まえて、これを定める。</p>			<p>並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定めます。</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第24条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行います。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成23年4月1日から施行します。</p>

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
	<p>(議員報酬及び期末手当)</p> <p>第28条 議員報酬及び期末手当は、指定都市の議会の議員としての活動範囲及び調査審議事項の複雑多様化のほか、市の財政状況、社会経済情勢、他の地方公共団体の状況等を踏まえて、これを定める。</p> <p>(政務調査費)</p> <p>第29条 会派及び議員は、政策の決定及び形成並びに市政に関する課題に係る調査研究に要する経費の一部に政務調査費を充てることができる。</p> <p>2 会派及び議員は、前項の趣旨を尊重し、効果的かつ効率的に政務調査費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。</p> <p>第8章 政治倫理 (政治倫理)</p> <p>第30条 議員は、職務に関する倫理を保持し、公正を疑わせるような行為をしてはならない。</p> <p>2 議員は、毎年、資産等の公開をしなければならない。</p> <p>第9章 議会局等 (議会局)</p> <p>第31条 議会は、その機能を充実強化し、効果的な運営を確保するため、事務局として議会局を置く。</p> <p>2 議会局は、議長の指揮監督の下、議会に関する事務を執行する。</p> <p>3 議会は、専門的な知識経験を有する者を活用する等、議会局の体制の強化及び運</p>			

川崎市 (平成21年6月23日施行)	さいたま市 (平成21年12月24日施行)	名古屋市 (平成22年3月29日施行)	広島市 (平成22年12月20日施行)	新潟市 (平成23年4月1日施行)
	<p>営の充実を図ることができる。</p> <p>(議会図書室)</p> <p>第32条 議会は、議員の調査研究に資する図書その他の資料を収集し、整理する議会図書室を置く。</p> <p>2 議会は、議会図書室の一般の利用に配慮するものとする。</p> <p>第10章 補則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第33条 この条例は、議会及び議員がその職務を行い、又はその権限に基づき活動するときに適用する。ただし、第30条の規定は、議員がその職にある限り適用する。</p> <p>(他の条例等との関係)</p> <p>第34条 この条例は、議会における基本的な事項を定めるものであり、議会に係る他の条例その他の規程を制定し、又は改廃しようとするときは、この条例の趣旨に矛盾し、又はこの条例の規定に抵触するものであってはならない。</p> <p>2 この条例の施行に関し必要な事項は、条例、規則、議会の告示その他の規程で定める。</p> <p>(議会の在り方の検討)</p> <p>第35条 議会は、その責務を確実に果たしていくための在り方について検討を重ね、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めた所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p>			